

【校長室便り】

No. 3 3



H30年11月20日(火) 土佐町小中学校 谷内直夫

母親驚愕「息子の自転車事故の賠償金9500万」

小学生が乗った自転車にはねられて植物状態になったと

して、被害女性(67)の家族と保険会社が児童の母親(4

0)に対し、計約1億600万円の損害賠償を求めた

訴訟の判決で、神戸地裁の田中智子裁判官は、児童の母親

に計約9500万円を支払うよう命じました。



判決によると、事故は2008年9月、神戸市北区で発生。

時速20~30キロで坂を下っていた小学5年生の男子児童

当時(11)の自転車と、散歩中の原告女性が衝突。女性

は飛ばされて頭を打ち、意識不明の重体となった。田中裁

判官は事故当時、男子児童がヘルメットを着用していなか

ったことなどから「(母親が)十分な指導や注意をしてい

たとはいえ、監督義務を果たしていなかったのは明らか

として保護者の責任を認めた。



この判決が認定した約9500万円の損害の内訳は、次

の通りとなっています



①治療費 298万円、②装具費 3万円、③入院雑費27万円、④入院

付添費 108万円、⑤休業損害 143万円、⑥傷害慰謝料 300万

円、⑦後遺障害慰謝料 2800万円、⑧後遺障害逸失利益 2190万円、

⑨将来の介護費 3938万円 損害額の大部分を占める⑦⑧⑨は、

被害者が負った重い後遺障害に関連するものです。



交通事故においては、他にも高額な損害賠償を認めた判決が多数ありますが、それらは、死亡事案より、むしろ後遺障害事案の方が多いのです。

①自動二輪車を運転していて、普通乗用車に衝突され、全治不

能の脊椎・脊髄損傷等の傷害を負った29歳の男性に対して、

3億6000万円余りの損害を認めた事案(名古屋地方裁判所)

②横浜市金沢区で携帯電話を操作しながら、無灯火で自転

車を運転していた女子高校生が女性に追突した事故では

女性は歩行困難になり、看護師の職を失った。横浜地裁

は女子高校生の過失を認め、5千万円の支払いを命じた。

③成人男性が、信号を無視して高速度で自転車を運転して

交差点にさしかかった際、横断歩道上を青信号に従って

横断歩行中の女性に衝突させ、路上に転倒させて死亡

させてしまった事故で、約5千5百万円の

損害賠償を認めた。



④夜間に無灯火で自転車を運転していた男性が、短大非常勤

講師をはねた事故で、男性に損害賠償

2500万円の支払いを命じるなど、

被害が重大だと自転車事故でも高額な支払いが求められるケースが

増えています。裁判所も過失を厳しく捉える傾向にあり、未成年者の

場合、判決は保護者の監督責任を厳しく追及します。自転車でも過失

があれば、賠償しなければいけないが、自転車利用者の多くは保険に未加入

で、自己破産する例も多くなってきているようです。自転車保険に加入しておくこともおすすめします。(毎年入学式後に新入生に案内を配布しています。)

【加害者にもなる自転車】

「自転車と歩行者」との間で、年間に2500件を超えるほどの多くの事故が現実には発生しています。「自転車対自動車」の交通事故発生件数は、約11万1千件です。子どもが起こした事件において親が責任を負うことは珍しいことではありません。親が「子どもが自転車に乗る際にヘルメットをかぶるよう指導しているか・交通ルールを守ることを指導しているかどうか」が、裁判所の判断に影響を与えます。

保護者の皆さん、お子さんに対して、日頃から、自転車が単なる遊具ではなく、重大な事故を発生させる凶器になる恐れがあることを十分に言い聞かせ、また、自転車の通行ルールについても、ヘルメットの着用等についても、常日頃から指導してください。

今回の改定で、2回以上、悪質な自転車の信号無視の場合「3か月以下の懲役または5万円以下の罰金に処する」と規定されています。自転車利用者といえども、悪質な場合には、起訴されるという時代になっています。

児童生徒の皆さん、自分の命と周りの人々の命と生活を守るためにも、交通ルールを守り、緊張感を持って自転車に乗って下さい。

参考・引用文献「読売新聞」2013年10月23日

